

社会福祉法人山口県共同募金会 理事、監事、評議員の選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条及び第16条第1項の規定に基づく評議員、理事及び監事の選任に関する事項を定める。

(理事の選任)

第2条 定款第16条第1項に規定する理事8名以上12名以内は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ実際に法人運営の職責を果たし得る者で、次の各号の中から定款第17条第1項の規定に基づき、評議員会の決議によって選任し、会長が委嘱する。

- | | |
|---------------|----|
| ① 共同募金委員会の代表者 | 7名 |
| ② 各種団体の代表者 | 1名 |
| ③ 報道関係者 | 1名 |
| ④ 学識経験者 | 3名 |

2 共同募金の配分を受ける個人又は団体の代表責任者は、この法人の理事になることができない。ただし、別の資格例えば共同募金会共同募金委員会の代表者等として、共同募金会の役員又は評議員になることは、関係者に異存がなくかつ配分の公正を欠くおそれのない限り差し支えない。

(監事の選任)

第3条 定款第16条第1項に規定する監事2名は、法人の趣旨に理解を有する者で、次の各号の中から定款第17条第1項の規定に基づき、評議員会の決議によって選任する。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 財務諸表等を監査し得る者 | 1名 |
| ② 社会福祉事業について知識経験を有する者 | 1名 |

2 前条第2項の規定は、監事の選任においても準用する。

(評議員の選任)

第4条 定款第5条に規定する評議員20名以上29名以内は、次の各号の中から定款第6条第1項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の選任を経て会長が委嘱する。

- | | |
|---------------|-----|
| ① 共同募金委員会の代表者 | 12名 |
| ② 各種団体の代表者 | 7名 |
| ③ 市長会・町村会の代表者 | 1名 |
| ④ 自治会連合会の代表者 | 1名 |
| ⑤ 報道関係者 | 4名 |
| ⑥ 学識経験者 | 2名 |
| ⑦ 企業関係者 | 1名 |
| ⑧ 学校関係者 | 1名 |

2 第2条第2項の規定は、評議員の選任においても準用する。

附 則

この規程は、平成11年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月26日から施行する。ただし、第2条第1項の規定は、平成19年6月13日から施行する。

附 則
この規程は、平成20年9月4日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年5月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年3月25日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。